

# 憲法 30周年記念 地方自治法 “市民のつどい”を開催

## 5月3日、市公会堂で

市では、憲法記念日の五月三日(午後一時半)から市公会堂で、憲法・地方自治法三十周年記念市民のつどいを開催します。

このつどいは、単なる講演形式で終わることなく、市民が参加して憲法に対する意識を高め、その重要性を認識できるように計画されています。

式典には、市民による「憲法を語る」の発表、東大教授の講演「憲法と生活」や、期間中、五月九日・五月二十三日、憲法記念文藝集の入選作品の朗読などが行われます。

### 市民講座も

式典には、市民による「憲法を語る」の発表、東大教授の講演「憲法と生活」や、期間中、五月九日・五月二十三日、憲法記念文藝集の入選作品の朗読などが行われます。

日	時間	内容	講師
3/5	午前10時～11時	地方自治法	山本 正
5/5	午後7時～8時	地方自治法	山本 正
16/5	午後7時～8時	地方自治法	山本 正
9/5	午後7時～8時	地方自治法	山本 正
11/5	午後7時～8時	地方自治法	山本 正



3歳児検診。医師が地区保健センターへ出張して検診にあたりました。

## 北・西地区保健センター

### 全面的に業務が始まる

北・西地区保健センターが、五月から、全面的に業務を開始します。その業務内容は、四月中に一部が開始された業務と、五月から開始される業務とに分かれています。

業務内容は、乳幼児保健、妊産婦保健、青少年保健、高齢者保健、精神保健、公害保健など多岐にわたります。

また、保健センターでは、市民の健康を促進するための様々なサービスを提供しています。例えば、健康相談、健康診断、健康講座などです。

### 保健衛生の要望も多様化

北地区と西地区保健センターが、五月から、全面的に業務を開始します。その業務内容は、四月中に一部が開始された業務と、五月から開始される業務とに分かれています。

# 市報

発行所 新潟市役所  
新潟市西通6番町  
866  
電話代表(28)1000

編集人 高橋 甲子  
(担当市民企画部広報課)

印刷所 佛旭光社

市の人口

前月比	
人口	427,004 (-1,698)
男	208,853 (-979)
女	218,151 (-719)
世帯数	182,550 (-794)

52年3月末現在

### 将来は七カ所を設置

地区保健センターでは、地区全域の保健衛生向上のため、積極的に地域にだけんで活動したいと考えています。

今後、松浜や内野の市街地でも、保健センターを設置する予定です。

### 明生園でのボランティア活動

吉田英子(信濃町)

明生園でのボランティア活動は、園児の成長に大きく貢献しています。

### 訂正

前回の「私の暮らした」と題した記事において、誤植がありました。

### 地区保健センターの業務

項目	実施日	説明
一般健康相談	毎週金曜 第1・3水曜	
妊婦相談	第3月曜 第3金曜	母子健康手帳よりよく保たせよう 妊婦検診相談を併設
安産教室	第5月曜 第5水曜	第1・4・7月曜 第1・4・7水曜
貧血教室	第11月曜 第11水曜	
乳児相談	第13月曜 第13水曜	通知のあったお子さんの相談日です。
3才児検診	第15月曜 第15水曜	3才児心理相談を併設
フツ葉着布	第17月曜 第17水曜	むし予防を子供たちへ伝えるために、定期的な受け付けを行います。
高血圧学講習会	第19月曜 第19水曜	
離乳食	第21月曜 第21水曜	生後4か月ごろから受け付けます。
幼児食	第23月曜 第23水曜	生後1年ごろから6歳までの子供たちのために実施しました。

### 国民年金 改正される

先にお知らせいたしましたように、四月から国民年金の保険料が改正されます。

改正後の保険料は、一月あたり、四〇〇〇円から、二二、〇〇〇円になりました。

### 手作り人形講座

期間 5月17日～7月5日 毎週水曜日  
午後6時半から8時半

会場 中央公民館

定員 30人

講師 大橋節子氏ほか

経費 1,500円(材料費)

申し込み 4月30日までに住所、氏名、年齢、職業、電話番号を明記し、返信用封筒(50円切手を貼付)を同封のうえ、中央公民館青年教育係(西通6)へお申し込みください。

### 初級朝鮮語講座

期間 5月から7月までの毎週月・水曜日(3か月)

時間 午後6時20分～8時20分

会場 駅前福祉センター

講師 朝鮮初中級学校教師

定員 30人

受講料 全期間を通し8,000円。(テキスト代を含む)

申し込み 日朝協会新潟支部(東中通2-280時報会館5階 ☎28-2607番)

### 戦没者の遺族に特別弔慰金

次の条件に該当する人に特別弔慰金として20万円の国債が支給されます。まだ請求をしていない人は市福祉課で、手続きをしてください。

◎昭和12年7月7日以降に戦没した人の遺族で昭和50年4月1日で、遺族年金、公務扶助料などを受けていない方ではないこと。

◎請求期限 昭和53年3月31日まで、請求の際 すでに支給された3万円の特別弔慰金国債と規定通知書をお持ちの方は、持参してください。

詳しくは、市福祉課厚生係へ

### 市民フォークダンスの夕べ

日時 4月26日(火)  
午後6時半～同8時半

会場 市体育館

会費 無料

曲目 自由

---

### フォークダンス初心者教室

日時 5月9・16・24日(月)  
午後6時半～同8時半

会場 小畑小学校体育館

会費 300円(テキスト代)

申し込み 直接、会場へ